

松戸市敬老祝金支給条例（平成8年条例第28号）の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>○松戸市敬老祝金支給条例 （支給要件）</p> <p>第2条 祝金は、当該年度の9月1日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であつて、当該年度内に満88歳及び満100歳以上の年齢に達するものに支給する。</p>	<p>○松戸市敬老祝金支給条例 （支給要件）</p> <p>第2条 祝金は、当該年度の9月1日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であつて、当該年度内に<del>満88歳及び</del>満100歳以上の年齢に達するものに支給する。</p>